

健康、安全等に関わる育成すべき資質・能力

体育に関する指導、健康・安全及び食育に関する指導

一人一人の生活水準の向上、社会の活力の向上など

防災・安全に係る記載の充実が必要

学校における体育・健康に関する指導(高等学校学習指導要領 総則1の3)

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

(小学校・中学校学習指導要領においても同様)

体育に関する指導

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・子供の体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校や地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。
- ・スポーツ基本計画に基づき、体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子供が十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。

○スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

健康・安全教育

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。
- ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。

○学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)

- ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
- ・安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

食育

○教育振興基本計画(平成25年6月日閣議決定)

- ・栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。

○食育基本法(平成17年法律第63号)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

○学校給食法(昭和29年法律第160号)

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

安全に関わる資質・能力の育成

学校における安全の取組

学校安全計画
(学校保健安全法第27条に基づく)



組織活動

安全教育

安全管理

社会科、理科、生活科、
保健体育科、総合的な
学習の時間等での学習
等

安全学習

主に特別活動等での指
導

安全指導

- 安全点検の実施
(学習環境の安全点検、避難経路
の確認等)
- 危険等発生時対処要領の作成と
訓練の実施
(各種災害における安全措置、不審
者侵入時の対応等)

校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携



○特にこれからの時代に求められる資質・能力

(変化の中に生きる社会的存在として)【一部抜粋】

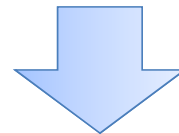
- ・平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力をはじめ、生産や消費などの経済的主体等として求められる力や、**安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育てていくこと**・・・などを、各学校段階を通じて体系的に育てていくことの重要性は高まっていると考えられる。

○各教科・科目等の見直し

①総則【一部抜粋】

- ・学校の教育活動全体を通じて実施することが求められる事項(道徳教育、**体育・健康や安全等に関する指導**、・・・)についても、既存の記載事項を踏まえつつ、総則において、育成すべき資質・能力や各教科等との関係性をより明確に示していくことが求められる。

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」



中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理

○安全に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能
- 安全確保のための的確な思考・判断
- 安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

進んで安全で安心な社会づくりに
参加し貢献する情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、 よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの
創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

何を知っているか 何ができるか

安全な生活を送るための基礎となる
知識・技能
安全で安心な社会づくりの意義の理解

知っていること・できる ことをどう使うか

安全確保のための的確な思考・判断に
基づく意思決定・行動選択等

法令等

- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
- ・災害対策基本法
- ・交通安全対策基本法
- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画
- ・国土強靱化基本計画
- ・教育振興基本計画
- ・気候変動の影響への適応計画
- ・学校安全の推進に関する計画
- ・第9次交通安全基本計画等

初等中等教育段階における安全(教育)に関する資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断を育むとともに、安全で安心な社会づくりの意義に関する理解を育む。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【安全確保のために主体的に行動する態度】

現行学習指導要領において引き続き「学校における体育・健康に関する指導」が示された。安全に関する指導は、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うこと、発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じた生涯を通じた健康、安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

【安全で安心な社会づくりの意義の理解等】

【小学校】

- ・集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動をとるための能力の育成【生活科】
- ・身近な生活における健康に関する基礎的な内容の理解と健康で安全な生活を営むための資質や能力の育成【体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【中学校】

- ・個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成【特別活動】
- ・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【高等学校】

- ・個人及び社会生活における健康・安全に関する理解を深め、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立【特別活動】
- ・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

など

次期改訂に向けた検討の方向性

- ◆初等中等教育段階で育成すべき安全教育に関わる資質・能力(安全な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定・行動選択、安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や 指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。
- ◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。
- ◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。
- ◆生活安全・交通安全に関する事件・事故等に対応した、安全確保のための基礎となる各教科等の知識・技能、主体的に行動する態度等を育むことにより、安全で安心な社会づくりの意義が理解され、生涯にわたって安全で安心な生活を送るための実践力につながるよう、保健体育科を中心とした各教科等の内容を検討(AEDを含む応急手当、交通ルールを理解等)。
- ◆東日本大震災をはじめとした様々な自然災害のリスクに対応した知識・技能等を育むことにより、安全で安心な社会づくりに貢献できる実践力につながるよう、社会科及び特別活動を中心とした関係教科等の内容を検討(地理的・歴史的観点を踏まえた災害に関する理解、防災上の災害要因の理解、安全・安心な地域づくりへの参画、主体的に危険を回避する判断力の育成等)。また、家庭・地域との連携の在り方についても検討。

安全教育・防災教育に関する指導内容の充実

- ・防災教育を含む安全教育を通じて育成すべき資質・能力を明確化し、その育成に必要な各教科等における指導内容を系統的に示す。
- ・また、教育課程の全体構造を念頭に置きながら、各教科等において、下記の点について充実を図る。

小学校

- ・災害発生時の行動や、基本的な交通ルール等についての指導の充実【生活科】
- ・災害における地方公共団体の働き、地域の人々の工夫や努力、地理的・歴史的観点を踏まえた災害に関する理解、防災情報に基づく適切な行動の在り方等に関する指導の充実【社会科】
- ・身近な地域における自然災害の危険性の理解に関する指導の充実【理科】
- ・日常的なけがの手当の充実や、危険予測・回避能力の育成【体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(様々な場面で災害が起きたことを想定し、児童生徒が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

中学校

- ・地域社会における安全、防災上の災害要因や事故防止の理解、空間情報に基づく危険の予測に関する指導の充実【社会科(地理的分野)】
- ・安全・安心な社会づくりや、防災情報の発信・活用に関する指導の充実【社会科(公民的分野)】
- ・自然災害の原因、地域における自然災害の危険性、減災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・心肺蘇生法・AEDの実習を通じた理解に係る指導の充実【保健体育科】
- ・地域の犯罪被害の防止など、我が国の犯罪の現状理解と防止に関する指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(様々な場面で災害が起きたことを想定し、児童生徒が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

高等学校

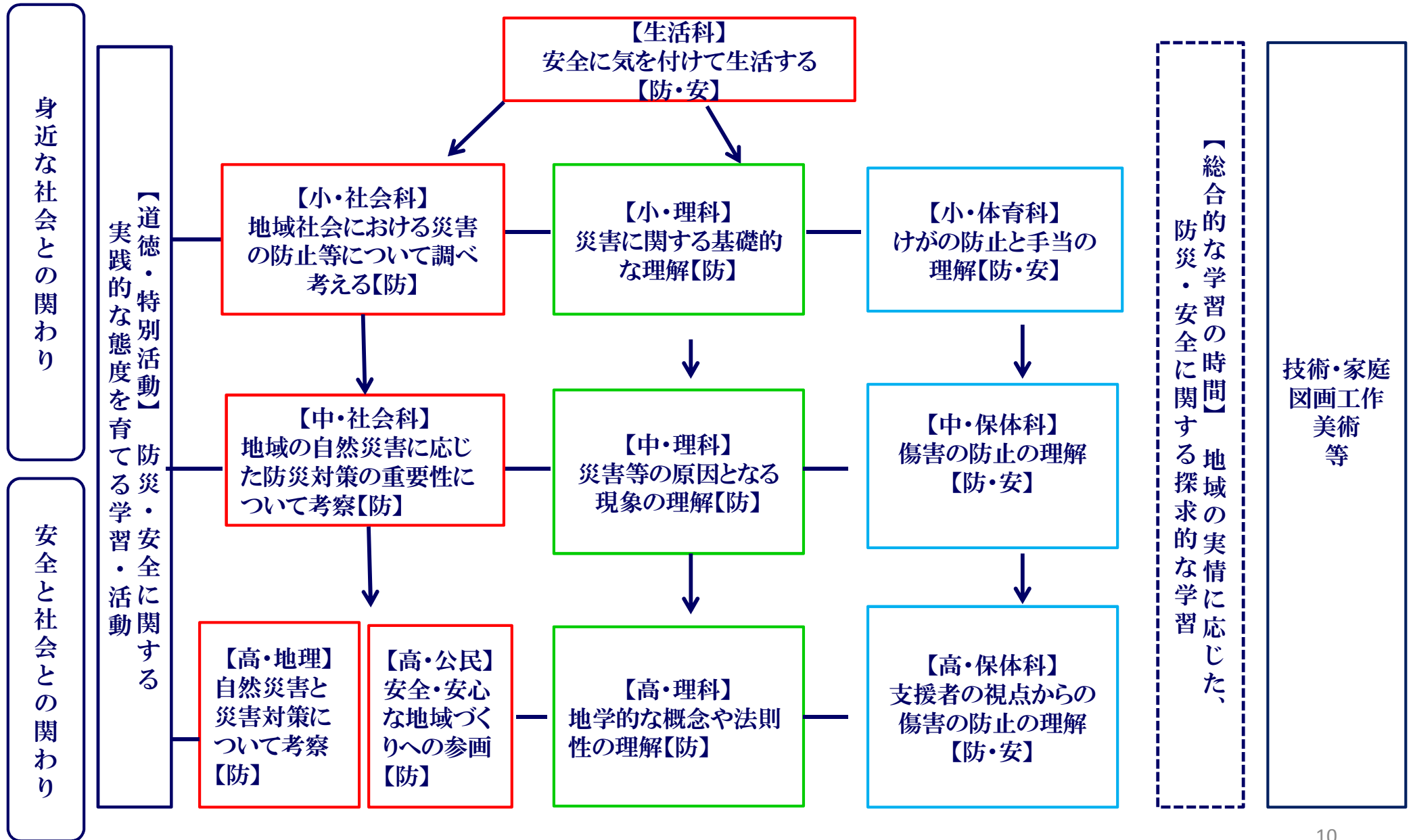
- ・地域の自然環境と自然災害との関わりや、そこでの防災対策に関する指導の充実【地理】
- ・安全・安心な地域づくりへの参画や、防災関係制度に関する知識、現代的課題等の理解に関する指導の実施【公民科】
- ・自然災害の原因、自然災害の予測、防災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・心肺蘇生法・AEDの実習を通じた理解等、救命救急に係る指導の充実【保健体育科】
- ・我が国の犯罪の現状と安全対策や、安全な情報の選択・活用による犯罪被害防止などに関する指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(様々な場面で災害が起きたことを想定し、児童生徒が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

主体的に行動する態度や、共助・公助に関する教育の充実

- ・学んだことが「主体的に行動する態度」につながるよう、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)」の視点から、学習・指導方法の改善を図る。
- ・総合的な学習の時間において、安全教育・防災教育に関する学習活動の充実を図るため、事例の普及等を図る。
- ・道徳も含めた各教科等における指導が、共助・公助の観点から育成したい資質・能力に結びつくよう、指導の充実を図る。

防災・安全に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現

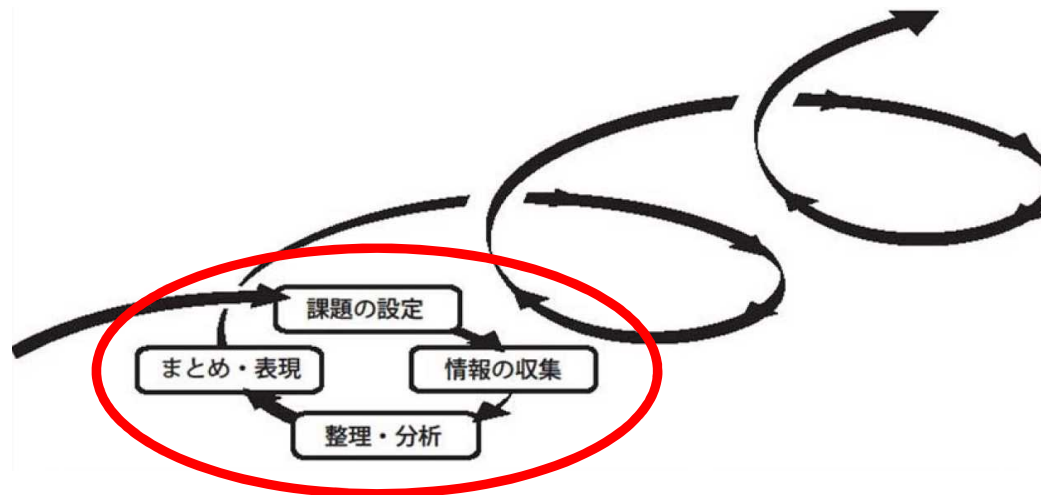


【総合的な学習における防災・安全に関する探究的な学習】

高等学校 総合的な学習の時間の在り方について(論点整理補足資料)

○各教科等を通じて、身に付けた力を総合的に活用できるようにし、地域の課題や社会的要請に対応(国際理解、情報、環境、福祉・健康や**防災・安全**、地方創生、創造的復興、ESDなど)

【総合的な学習における探究的な学習における児童・生徒の学習の姿】



■ 日常生活や社会に目を向け、児童・生徒が自ら課題を設定する。

■ 探究の過程を経由する。

- ① 課題の設定
- ② 情報の収集
- ③ 整理・分析
- ④ まとめ・表現

■ 自らの考えや課題が新たに更新され、探究の過程が繰り返される

学習課題・学習対象・学習事項の例（小学校）①

学習課題	学習対象	学習事項	
① 横断的・ 総合的な 課題	国際	地域に暮らす外国人とその人達が大切にしている文化や価値観	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の伝統や文化とそのよさ ・世界の国々の伝統や文化とそのよさ ・異なる文化と交流する活動や取組 など
	情報	情報化の進展とそれに伴う日常生活や消費行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報手段の機能と特徴 ・情報環境の変化と自分たちの生活とのかかわり ・目的に応じた主体的な情報の選択と発信 など
	環境	身近な自然環境とそこに起きている環境問題	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然の存在とそのよさ ・環境問題と自分たちの生活とのかかわり ・環境の保全やよりよい環境の創造のための取組 など
	資源エネルギー	自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を支える資源・エネルギー活用の多様さと重要性 ・資源・エネルギー問題と自分たちの生活とのかかわり ・省資源・省エネルギーに向けての取組 など
	福祉	身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの高齢者とその暮らし ・地域における福祉の現状と問題 ・福祉問題の解決やよりよい福祉を創造するための取組 など
	健康	毎日の健康な生活とストレスのある社会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化と健康の保持・増進をめぐる問題 ・自分たちの生活習慣と健康とのかかわり ・より健康で安全な生活を創造するための取組 など
	食	食をめぐる問題と地域の農業や生産者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業や生産者の現状と日本の食糧問題 ・食の安全や食料確保と自分たちの生活とのかかわり ・食をめぐる問題の解決とよりよい食生活の創造を目指した取組 など
	科学技術	科学技術の進歩と自分たちの暮らしの変化	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の進歩と便利で快適になった暮らし ・科学技術の進歩と私たちの生活とのかかわり ・科学技術をよりよく生活に生かし豊かな生活を創造しようとする取組 など

学習課題・学習対象・学習事項の例（小学校）②

学習課題		学習対象	学習事項
② 児童の興味・関心に基づく課題	キャリア	将来への展望とのかかわりで訪ねてみたい人や機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で働く人の存在と働くことの意味 ・地域社会を支える様々な職業や機関 ・自分自身のよさへの気付きと将来展望 など
	ものづくり	ものづくりの面白さや工夫と生活の発展	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりの面白さとそれを生かした生活の豊かさ ・ものづくりによる豊かな社会と暮らしの創造 ・快適で自分らしい生活環境を整える活動 など
	生命	生命現象の神秘、不思議、すばらしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・生命現象の神秘や不思議、すばらしさ ・かけがえのない存在としての自分への気付きと自尊心 ・自他の生命を尊重し大切に取る取組 など
③ 地域や学校の特色に応じた課題	町づくり	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々がつながり、支え合って暮らすよさ ・町づくりや地域活性化に取り組んでいる人々や組織とその思い ・地域の一員として、町づくりや地域活性化にかかわろうとする活動や取組 など
	伝統文化	地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統や文化のもつ特徴 ・地域の伝統や文化の継承に力を注ぐ人々の思い ・地域の一員として、伝統や文化を守り、受け継ごうとする活動や取組 など
	地域経済	商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化と地域の商店街が抱える問題 ・商店街の再生に向けて努力する人々の思い ・地域の一員として、地域社会の再生にかかわろうとする活動や取組 など
	防災	防災のための安全な町づくりとその取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の恐ろしさと防災意識の大切さ ・地域や学校で防災に取り組むよさと安全な町づくり、学校づくり ・地域や学校の一員として、災害に備えた安全な町づくり、学校づくりにかかわろうとする活動や取組 など

学習課題・学習対象・学習事項の例（中学校）①

学習課題	学習対象	学習事項	
① 横断的・総合的な課題	国際	地域に暮らす外国人とその人達が大切にしている文化や価値観	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の伝統や文化の特徴と日本人としての自覚 ・世界の国々の伝統や文化の特徴 ・異なる文化との共生を目指す活動や取組 など
	情報	情報化の進展とそれに伴う日常生活や消費行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報手段の機能と特徴 ・情報環境の変化と社会生活とのかかわり ・目的に応じた主体的で責任ある情報の選択と発信 など
	環境	地域の自然環境とそこに起きている環境問題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然の存在とそのよさ ・環境問題と社会生活とのかかわり ・環境の保全と持続可能な社会の創造のための取組 など
	資源エネルギー	自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を支える資源・エネルギー活用とその生産の現状 ・資源・エネルギー問題と社会生活とのかかわり ・省資源・省エネルギーと持続可能な社会の創造のための取組 など
	福祉	地域の高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者とその生活 ・現代社会における福祉の現状と問題 ・福祉問題の解決やよりよい福祉を創造するための取組 など
	健康	毎日の健康な生活とストレスのある社会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化と健康の保持・増進をめぐる問題 ・自分たちの生活習慣と健康とのかかわり ・より健康で安全な生活を創造するための取組 など
	食	食をめぐる問題と地域の農業や生産者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業や生産者の現状と日本及び世界の食糧問題 ・食の安全や食料確保と社会生活とのかかわり ・食をめぐる問題の解決とよりよい食生活の創造を目指した取組 など
	科学技術	科学技術の進歩と社会生活の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の進歩と生活様式や価値観の変化 ・科学技術の進歩と社会生活とのかかわり ・科学技術をよりよく生活に生かし豊かな生活を創造しようとする取組 など

学習課題・学習対象・学習事項の例（中学校）②

学習課題	学習対象	学習事項
② 生徒の興味・関心に基づく課題	ものづくり	ものづくりの面白さや工夫と生活の発展 <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりの面白さや工夫とそれを生かした生活の豊かさ ・ものづくりによる豊かな社会の創造と生活の発展 ・快適で自分らしい生活環境を生み出す取組 など
	生命	生命現象の神秘、不思議、すばらしさ <ul style="list-style-type: none"> ・生命現象の神秘や不思議、すばらしさ ・かけがえのない存在としての自己理解と自尊心 ・自他の生命の尊厳を理解し守る取組 など
③ 地域や学校の特色に応じた課題	町づくり	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々がつながり、支え合って暮らすことの意義と難しさ ・町づくりや地域活性化に取り組んでいる人々や組織とその思い ・地域の一員として、町づくりや地域活性化にかかわろうとする活動や取組 など
	伝統文化	地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統や文化のもつ特徴 ・地域の伝統や文化の継承に力を注ぐ人々や社会の仕組み ・地域の一員として、伝統や文化をよりよく継承し発展させていこうとする取組 など
	地域経済	商店街の再生に向けて努力する人々と地域経済 <ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化と地域の商店街が抱える問題 ・地域経済の活性化に向けて努力する人々とその思い ・地域の一員として、地域社会の再生にかかわろうとする活動や取組 など
	防災	防災のための安全な地域づくりとその取組 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の恐ろしさと防災意識の大切さ ・地域や学校で防災に取り組む意義と安全な町づくり、学校づくり ・地域や学校の一員として、災害に備えた安全な町づくり、学校づくりにかかわろうとする活動や取組 など
④ 職業や自己の将来にかかわる課題	職業	職業の選択と社会への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・職業による自己実現と社会貢献 ・自分自身の夢や適性と職業の選択 ・自分自身の職業的将来展望を模索する取組 など
	勤労	働くことの意味や働く人の夢や願い <ul style="list-style-type: none"> ・地域で働く人の存在とその夢や願い ・地域社会を支える様々な職業や機関 ・経済的自立と働くことの意味 など

食育に関わる資質・能力の育成

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」



中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理

○食育に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 食に関する自己管理能力の基礎となる各教科等の知識・技能
- 自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力
- 食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの食に関する自己管理能力向上に向けた課題解決的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

食の大切さ、健全な食生活の
実現に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか

(アクティブ・ラーニングの視点からの食に関する
自己管理能力向上に向けた学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

法令等

- ・教育振興基本計画
- ・食育基本法
- ・学校給食法
- ・食育推進基本計画
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・食料・農業・農村基本計画
- ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

食に関する自己管理能力の基礎
となる各教科等の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

自らの食生活を適切に判断し、
食に関する課題を解決する力等

初等中等教育段階における食育に関する資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、**食に関する自己管理能力の基礎となる各教科等の知識・技能、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力、食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等を育む。**

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【健康な生活を送るための自己管理能力】

現行学習指導要領において、「学校における食育の推進」が示されたことを踏まえ、**発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じ、生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成**が盛り込まれた。

【食育の意義の理解等】

【幼稚園】

・心身の健康に関する領域「健康」においては「内容の取扱い」として、食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることが盛り込まれた。

【小学校】

・家庭科においては「指導計画の作成と内容の取扱い」として、食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実に資するよう配慮することが盛り込まれた。

・体育科保健領域においては「指導計画の作成と内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「内容」として、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が盛り込まれた。

【中学校】

・技術・家庭科家庭分野においては「内容の取扱い」として、食に関する指導については、技術・家庭科の特質を生かして、食育の充実に資するよう配慮することが盛り込まれた。

・保健体育科保健分野においては「内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「内容」として、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が盛り込まれた。

【高等学校】

・家庭科においては「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実に資することが盛り込まれた。

・保健体育科「保健」においては「内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠及び食品衛生活動については、食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「指導計画の作成と内容の取扱い」として、学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うことが盛り込まれた。

次期改訂に向けた検討の方向性

◆初等中等教育段階で育成すべき**食育に関わる資質・能力(食に関する自己管理能力の基礎となる各教科等の知識・技能、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力等、食の大切さや健全な食生活の実現に向かう情意や態度等)**が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要な**アクティブ・ラーニングの視点に基づく食に関する課題解決的な学習プロセス**の在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

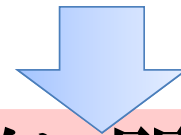
◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、**教科横断的なカリキュラム・マネジメント**を実現。

◆**生涯にわたって健全な食生活を実現するための自己管理能力の基礎となる各教科等の知識・技能、活用に向かう情意や態度等**を育むことにより、食事の重要性や感謝の心、食文化など食育の大切さや価値が認識され、その価値や健全な食生活を送るための自己管理能力を最大限に発揮させることが活力ある社会の実現に寄与することなど、食育の本質的な意義が理解・尊重されるよう、関係する教科等の内容を再検討。

◆特に、20歳代～30歳代を中心とした若い世代では、健康や栄養に配慮した食生活の実践などの点で課題がある。そこで、これらの世代につながる**高等学校の家庭科における食育の充実に検討。**

心身の健康の保持増進に関する指導の 資質・能力の育成

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」



中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理

○心身の健康の保持増進に関する指導に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 健康な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能
- 自らの健康を適切に管理し、改善していく力
- 健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの健康に関する課題解決的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

法令等

- ・教育振興基本計画
- ・健康増進法
- ・歯科口腔保健の推進に関する法律
- ・アルコール健康障害対策基本法
- ・少子化社会対策大綱
- ・がん対策推進基本計画
- ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

健康な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能

知っていること・できることをどう使うか

自らの健康を適切に管理し、改善していく力等

初等中等教育段階における心身の健康の保持増進に関する指導の資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、健康な生活を送るための基礎となる知識・技能、自らの健康を適切に管理し、改善していく力、健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等を育む。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【健康な生活を送るための自己管理する力】

現行学習指導要領において引き続き「学校における体育・健康に関する指導」が示されたことを踏まえ、発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じた生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

【健康を自己管理する力の基礎となる各教科等の資質や能力等】

【小学校】

- ・身近な生活における健康に関する基礎的な内容の理解と健康な生活を送るための資質や能力の育成【体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【中学校】

- ・個人生活における健康に関する理解をとおして、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【高等学校】

- ・個人及び社会生活における健康に関する理解を深め、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で健全な生活態度や規律ある習慣の確立【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

など

次期改訂に向けた検討の方向性

- ◆初等中等教育段階で育成すべき心身の健康の保持増進に関する指導に関わる資質・能力(健康を自己管理する力の基礎となる各教科等の知識・技能、自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力等、健康の大切さや健康の保持増進に向かう情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。
- ◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点に基づく健康に関する課題解決的な学習プロセスの在り方を、体育・保健体育、特別活動、総合的な学習の時間等の特性に応じて明確化。
- ◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。
- ◆健康を自己管理する力の基礎となる体育・保健体育、特別活動等の知識・技能、活用に向かう情意や態度等を育むことにより、自他の健康の大切さや価値が認識され、その価値や健康な生活を送るための自己管理する力を最大限に発揮させることが健康な社会の活力につながるなど、健康の本質的な意義が理解・尊重されるよう、体育・保健体育、特別活動等の内容を再検討。
- ◆現代的な課題や疾病構造の変化に対応した健康に関する体育・保健体育、特別活動等の知識・技能等を育むことにより、生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための実践力につながるよう、家庭・地域との連携を踏まえた内容を検討(少子高齢化、がん等)。

法令

- ◆ **防災**
 - **強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)**
(基本方針)
第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。
 - 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
 - 二～七 (略)
 - **災害対策基本法(昭和36年法律第223号)**
(施策における防災上の配慮等)
第八条 (略)
 - 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 一～十七 (略)
 - 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
 - 十九 (略)
- ◆ **交通安全**
 - **交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)**
(交通の安全に関する知識の普及等)
第三十条 国は、交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。
- ◆ **食育**
 - **食育基本法(平成17年法律第63号)**
第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
 - **学校給食法(昭和29年法律第160号)**
(この法律の目的)
第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。
- ◆ **食品安全**
 - **食品安全基本法(平成15年法律第48号)**
(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)
第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。
- ◆ **アルコール健康障害対策**
 - **アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)**
(教育の振興等)
第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。
- ◆ **がん**
 - **がん対策基本法(平成18年法律第98号)**
(医療保険者の責務)
第五条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。
- ◆ **少子化**
 - **少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)**
(ゆとりのある教育の推進等)
第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。
- ◆ **口腔衛生**
 - **歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)**
(基本理念)
第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。
- ◆ **健康増進法(平成十四年八月二日法律第百三十三号)**
第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

法令に基づく各種計画

- ◆ **防災**
 - 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日閣議決定)
 - ・防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
 - 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)
 - ・学校等における防災教育の充実を含め全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる。
 - 教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)
 - ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。
 - 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定予定)
 - ・防災知識の普及啓発のため、学校における防災教育の取組の支援、浸水想定やハザードマップの公表の機会を活用した説明会や報道機関等を通じた啓発の実施、河川協力団体や住民等による河川環境の保全等の活動の支援を行う。土砂災害に対する正確な知識の普及のため、実践的な防災訓練や、児童、生徒への防災教育、住民への講習会、地方公共団体等職員等への研修等を推進する。
- ◆ **安全**
 - 学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)
 - ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
 - 第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)
 - ・学校においては、学習指導要領等に基づく関連教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努める。
- ◆ **薬物乱用防止教育**
 - 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)
 - ・学校等における薬物乱用防止教育を充実させ、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。
- ◆ **がん**
 - がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)
 - ・子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。
- ◆ **食育**
 - 食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定、平成25年12月26日一部改定)
 - ・学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要である。このため、学校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協力した食に関する指導体制を充実するための取組を促進する。
 - 子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)
 - ・生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。
 - 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)
 - ・高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。
 - 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)
 - ・食育、国際理解教育、法教育、金融教育、住教育などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。
- ◆ **熱中症**
 - 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定予定)
 - ・救急、教育、医療、労働、農林水産業、日常生活等の各場面において、気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施する。・・・学校における熱中症対策としては、熱中症事故の防止について、引き続き教育委員会等に注意喚起を行っていく。
- ◆ **少子化**
 - 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)
 - ・結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。
 - ・妊娠や出産などに関する医学的・科学的に正しい知識について、学校教育から家庭、地域、社会人段階に至るまで、教育や情報提供に係る取組を充実させる。特に、学校教育において、正しい知識を教材に盛り込む取組などを進める。